

町民課税務班からのお知らせ

①家屋を取り壊したとき(建物滅失申告書の提出について)

住宅や小屋などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、申請が必要です。

※固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。

家屋を取り壊してもその年内に届出がなければ翌年度もその家屋は課税の対象となります。

登記している家屋を取り壊した場合

秋田地方法務局大館支局(TEL0186-42-6514)
で建物滅失登記申請
※法務局で家屋滅失登記をした場合は役場への
「建物滅失申告書」の提出は不要です。

登記していない家屋を取り壊した場合

「建物滅失申告書」を町民課税務班へ提出
家屋の取り壊し前後の写真を添付してください。
※「建物滅失申告書」様式は小坂町HPから
ダウンロードも出来ます。

◎令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続(遺言も含む)により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請する必要があります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



法務省
ホームページ

②申告の準備はお早めに～事前にご確認ください～

令和7年2月から町・県民税申告相談が始まります。〈日程は令和7年1月号掲載〉

●医療費控除の明細書や事業収入・農業収入に係る収支内訳書は事前作成が必要です。

医療費控除の明細書用紙は税務班・支所・出張所窓口の他、町HPからもダウンロード出来ます。

今年度も申告事前相談会を開催します

◆日 時 令和7年1月23日(木)川上公民館
1月24日(金)七滝公民館 両日10時～14時

※マイナンバーカードと保険証の紐付け手続きも同時開催します。
(マイナンバーカード+暗証番号が必要です)

◎農業所得の収支計算については大館税務署主催の説明会をご利用ください。

「農業所得収支計算説明会」

◆日 時 12月11日(水)13時～15時

◆場 所 大館市立中央公民館(申込不要)

◆対 象 農業所得のある白色申告者

■お問い合わせ先 大館税務署個人課税部門(TEL0186-42-0671[音声案内2番])



かぶさん



国税庁
ホームページ

●確定申告はスマートフォンやパソコンでのe-Tax(電子申告)をぜひご利用ください。
詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

■お問い合わせ先 町民課税務班(TEL29-3904)